

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

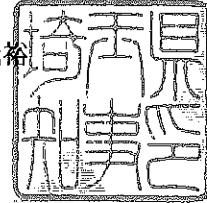


住所 千葉県佐倉市中志津三丁目3-7番7号

氏名 株式会社 ノース  
代表取締役 北 一平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 1月11日

許可の有効年月日 令和 6年 3月18日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(\*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

動植物性残さ

ゴムくず

金属くず(#1)

ガラスくず、コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(\*) (#1)

鉱さい

がれき類(\*)

ばいじん

以上16種類

複写不可  
本朱印無きものは無効

- ※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

## 3. 許可の条件

特になし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 9年 3月19日	指令中環第6-251号	新規許可
平成25年 5月 8日	-	変更届 (代表者)
平成28年 3月29日	指令産廃第8-163号	変更許可 (2種類の追加)
平成29年 3月19日	指令産廃第9-1452号	更新許可 (優良認定)
令和 4年 1月11日	指令産廃第8-114号	変更許可 (5種類の追加及び3種類の水銀使用製品産業廃棄物の追加)

## 5. 積替え許可の有無

無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

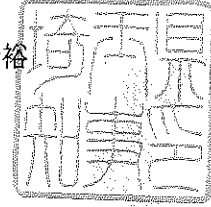
住所 千葉県佐倉市中志津三丁目37番7号

氏名 株式会社 ノース  
代表取締役 北 一平



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 4月 2日

許可の有効年月日 令和10年 3月28日

#### 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
  - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
  - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
  - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
  - 廃水銀等
  - 汚泥（※）
  - 廃酸（※）
  - 廃アルカリ（※）
  - 以上7種類



※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件  
特になし

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成28年 3月29日	指令産廃第10-39号	新規許可
令和 2年10月12日	指令産廃第11-7号	変更許可（1種類の追加及び品目3種類に1有害物質の追加）
令和 3年 4月 2日	指令産廃第12-110号	更新許可（優良認定）
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水 汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
	水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○	○
	カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○	○
	鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○	○
	有機リン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	六価クロム化合物	-	-	-	-	-	○	○	○
	砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	シアン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-
	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-
	四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-
	チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
	シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
	チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
	ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-
	セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-
	ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-

(以下余白)